

図書館機構による学術情報リテラシー教育支援の方針

1. 図書館機構が行う学術情報リテラシー教育支援の取り組み

- ・ 図書館機構は、大学の学術情報基盤である図書館を活用した学生の主体的な学修を支援するため、学術情報の利活用能力向上を目的とする、学術情報リテラシー教育支援に取り組む。
- ・ 図書館機構の各図書館・室は、学生の学術情報リテラシー向上に積極的に貢献するため、互いに連携・協力しながら、学術情報リテラシー教育支援を行う。
- ・ 本学の基本理念や教育に関する方針に基づき、関係する部局や教員が行う教育プログラムと連携しながら、体系的な学術情報リテラシー教育支援を行う。

2. 方策

- ・ 附属図書館研究開発室は、全学の学部生を対象とする全学共通科目「大学図書館の活用と情報探索」を提供する。
- ・ 各図書館・室は、部局の特性に応じた独自の学術情報リテラシー教育支援プログラム（以下、「プログラム」と言う）を実施するほか、内容に応じて、全学図書館機能として複数の図書館・室が共同でプログラムを実施する。
- ・ 各図書館・室は、初年次教育のほか、学年、学部・研究科、分野等を考慮したプログラムを実施する。また、その効果的な実施のため、各図書館・室の職員による支援のほか、大学院生が行う学生同士によるピアサポートも含めた、人的支援を行う。
- ・ 各図書館・室は、プログラム実施等の学術情報リテラシー教育支援に関する事業（以下、「事業」と言う）に関して、関係する部局や教員と十分な連絡調整を行う。
- ・ 各図書館・室は、互いに連携・協力して、アクティブラーニングの支援、大学院生等のための学術情報リテラシー教育支援、本学の国際化の方針への対応、公正な学術活動に関する啓発等、学術情報リテラシー教育に関連する多様なニーズについて、調査等を行った上で、関係する部局や教員との連携を図りながら、事業内容や対応を検討する。

3. 事業実施と検証

各図書館・室は、体系的な学術情報リテラシー教育支援のためのプログラムとその実施方法、教材等について企画・立案し、事業を実施する。実施後には、必要に応じて指標等を別に定め、検証等を行う。

図書館機構将来構想（H28.2 改定）

基本目標 1：全学図書館ネットワークの整備を図る

（略）図書館機構は、各部局の代表者からなる最高の審議機関である図書館協議会の責任体制のもとで、（略）アクティブラーニングの支援（略）等の全学図書館機能に係る企画、調整、実施（略）等を行う。

今後 4 年間の事業目標（学修・教育支援の充実）

学部・研究科、国際高等教育院、情報環境機構等と連携・協力し、本学の教育プログラムの特性に応じた学修・教育支援を行う。学生・教員の学術情報リテラシーや研究倫理の向上に積極的に貢献することを目的として、体系的な支援を実行する。また、授業との連携や図書館サービースを通じた指導等による多様な学修・教育支援を展開する。